



いふうき



税務

- 税金教室Iを受講して
- 税法税務研修会を受講して
- 夏休み親子税金探偵団に参加して

経営・経済

- 新入社員研修で感じた「今どきの若者」の傾向と対策
- ビジネス手法は「甘辛関係」が最善
- 仕事の欲求不満を収める4つのコツ



CONTENTS

税務コーナー

- 1 税務広報
- 5 県税だより
- 6 税金教室Ⅰを受講して
- 8 税法税務研修会を受講して
- 10 夏休み親子税金探偵団に参加して
- 14 その他
 - ・貸金庫での現金保管の取りやめ
 - ・令和6年国民生活基礎調査
 - ・国税モニター
 - ・成人1人当たりの年間酒類消費数量
- 16 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件と税額控除割合
～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～
- 17 債権金額が取立費用に満たない場合の貸倒損失処理
～実践税務調査～



大垣法人会女性部会では、租税教育の一環として、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということに理解と関心を深めていただくために、小学6年生を対象に実施しました。

総数413枚のご応募をいただき、厳正なる審査の結果、この作品が会長賞を受賞しました。



経営・経済コーナー

- 18 新入社員研修で感じた「今どきの若者」の傾向と対策
- 19 ビジネス手法は「甘辛関係」が最善
- 20 仕事の欲求不満を収める4つのコツ
- 21 レム睡眠の制御に世界初成功
「夢を見るスイッチ」を発見
- 22 ローリングストック法って?
南海トラフ巨大地震に備えて
- 23 肉体労働は運動ではない?
～専門医が伝えたい「逆説の健康論」～
- 24 【和酒をめぐる】愛媛県・成龍酒造株式会社
- 25 7つの間違い探し
- 26 おたのしみコーナー
- 27 雑談・雑学の庭
- 28 願わくば金持ちの苦労がしてみたい

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決!

国税庁 税について調べる



① チャットボット(ふたば)に質問する

チャットボット(ふたば)では、次の方法で質問すると、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。



チャットボットは
こちらから

・ご質問したいことをメニューから選択

・自由に文字で入力



相談可能税目について

・所得税
・消費税 の確定申告 ・インボイス制度 ・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す(質問形式による検索)
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」(電話相談)をご利用ください(裏面)



国税庁 法人番号7000012050002

(R7.6)

電話で解決 「電話相談センター」につながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - 5901 (全国一律料金) コクゼイ

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 謹渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
・上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。**

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)

税務署への電話は
こちらから

(裏面)

事業主の皆さんへ 給与所得の源泉徴収票を オンライン提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

従業員の方の

事業主の皆さんへのお願い

皆さまが、給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、オンライン提出をお願いします！

事業主の方

自動入力された金額を確認してe-Taxで確定申告!

従業員の方

確定申告

マイナポータル

源泉徴収票をオンライン提出

税務署

マイナポータルとの連携で給与情報を自動入力

オンライン提出のポイント

事業主の皆さんからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。

※オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！(詳細は裏面をご確認ください)

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備がないようご注意ください。

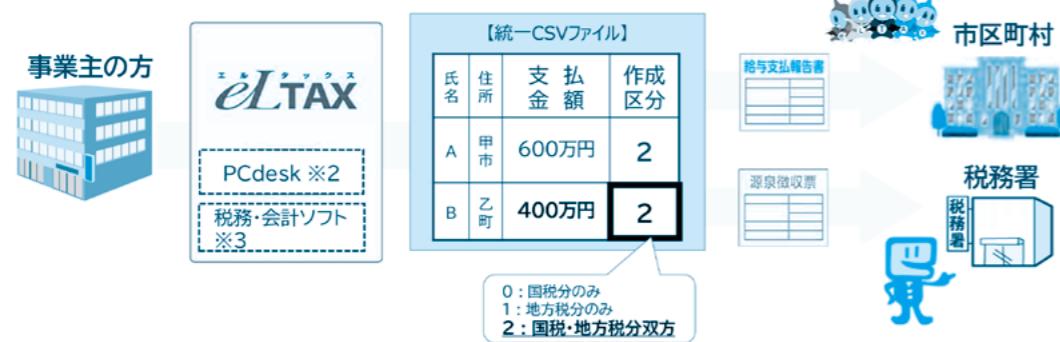
詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。 (国税庁ホームページ)

国税庁 法人番号7000012050002

R7.4

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は
税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、
まとめて送信できます！

- 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合は、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



給与支払者（事業主）の皆様へ

個人住民税は 給与からの特別徴収が必要です！

岐阜県と県内市町村からの
重要なお知らせです。

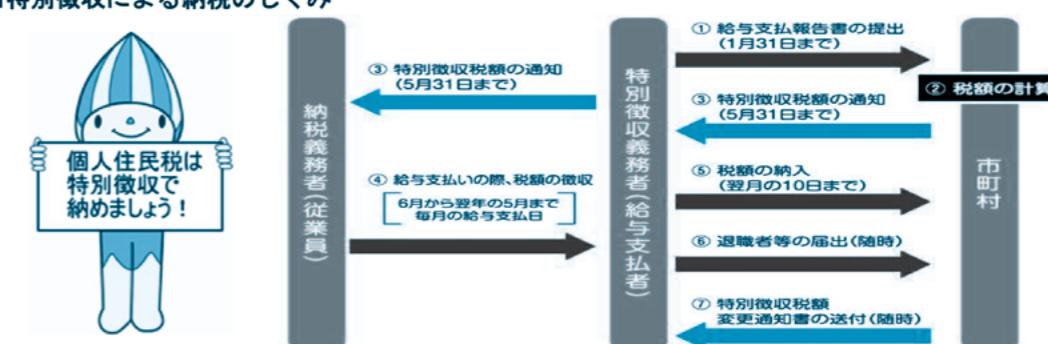
■個人住民税の特別徴収とは？

○個人住民税の特別徴収とは、事業主の方（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に従業員の方（納税義務者）の毎月の給与から個人住民税を天引きして納入する制度です（税額は市町村からお知らせしますので税額計算は不要です。）。

○法律により、個人住民税は特別徴収によって納めることが原則となっています。所得税の源泉徴収義務がある事業主の方（給与支払者）は、特別徴収義務者として、全ての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります（地方税法第321条の4）。

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

■特別徴収による納税のしくみ



【お問合せ先】

○特別徴収制度に関するお問い合わせ

岐阜県西濃県税事務所総務課課税課 事業税係

TEL : 0584-73-1111 (内線 251)

○特別徴収に関する具体的な事務手続き

各市町村の個人住民税担当課

★「地方税共通納税システム」導入による個人住民税納付のご案内

地方税共通納税システムを利用すると、自宅やオフィスから、全ての地方公共団体へ一括して電子納税することができます。個人住民税の特別徴収では、事業主の方（給与支払者）が複数の地方公共団体に毎月納付する必要があるため、当該システム利用による納付事務の効率化が期待できます。

【期待できる導入効果】

- 複数の地方公共団体への一括納付
- 金融機関へのお出かけ不要
- 手数料無料

詳しくは運営元の「地方税共同機構」のHPをご覧ください。
<https://www.eltax.ita.go.jp/>

税金教室Iを受講して

受講者の声

税金教室Iを受講して

スイトラベル株式会社 岩田 順一郎

この度、大垣法人会様主催の「税金教室I」を受講させていただき、誠にありがとうございました。

私自身、経理業務に携わるようになってまだ日が浅く、日々の業務を行うなかで自身の知識不足を痛感しておりました。そんな折に本講座のご案内をいただき、受講させていただく機会を頂戴しました。

講座では、決算業務に必要な手順や注意点を、実際の体験談を交えながら丁寧にご説明いただき、非常に多くの気づきと理解を得ることができました。業務が連動していることを改めて認識し、日々の対応に自信が持てるようになっただけでなく、改善すべき点も明確になりました。

さらに、源泉徴収制度についても実務に沿った内容で学ぶことができ、特に給与所得や報酬への適用、税率の違い、支払い時の注意点など、従業員対応や外部取引先との関係における理解が深まりました。該当支払に対する正しい計算方法や納期の把握も重要であると再認識し、改めて社内の対応体制を見直す必要性を感じました。

加えて、消費税や令和5年10月より導入されたインボイス制度についても、適格請求書の取扱いや免税事業者との取引への影響、帳簿保存義務など、業務に直結する内容をご教示いただき、非常に有意義な学びとなりました。

また、電子帳簿保存に関しては、請求書などの電子データを適切に保管・管理する必要性があることを理解し、今後の社内のデジタル対応に活かしたいと感じました。

さらに、印紙税については、契約書や領収書などが対象となる場合があるため、課税文書に該当するかどうかの判断を誤らないことの大切さを学ぶことができました。

創業から年月を経た企業にありがちな曖昧なルールの存在にも気づきを得るとともに、現代の制度や基準に即した業務運営への見直しを進めるきっかけとなりました。

今後も大垣法人会様が主催される講習や研修に積極的に参加し、知識とスキルのさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。引き続きのご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

7月1日(火)

受講者の声

税金教室Iを受講して

旦鳥鉱山株式会社 小森 博之

この度は、大垣法人会様主催の税金教室Iを受講させていただき、誠にありがとうございました。

税金教室の受講動機といしましては、今年度における税制改正事項について最新の情報を理解するためです。また、私自身経理の経験20年程とはいうものの、再教育の意味も込めて初心に戻って学習するためです。

研修会の挨拶・連絡事項に続いて税務署の方々からキャッシュレス納付方法について説明いただきました。現状我が社では、固定資産税・軽自動車税の納付は口座振替で行っていますが、その他の税金納付は金融機関窓口にて小切手・納付書を用いて納付をしております。ただ、国の方針によると商取引で利用している紙の手形・小切手は2026年度末までの廃止が予定されているので、これを機会にキャッシュレス納付を検討する余地があると感じました。

研修会では税務署の方々から法人税、印紙税、源泉所得税、消費税、適格請求書等保存方式(インボイス制度)などの税金の基礎、実務的な観点から特に注意すべきポイントなど理解しやすく解説していただきました。特に、税制改正につきましては常に変化しうるので、最新の情報について把握し、日頃の業務に生かすことも非常に重要なこと感じております。

法人税につきましては、主に決算調整(収益計上時期・売上原価・棚卸資産・給与・接待交際費・減価償却・特別償却)、修繕費と資本的支出の判断基準、副産物などの売却による雑収入の計上、税務調査での問題が発生することが多い箇所について具体的に解説をいただき、改めて気を付けるべき点が多いことに気づきました。

印紙税につきましては、「印紙税の手引き」を参照に契約内容・文書ごとにいくらの収入印紙が必要であるかと、印紙税を誤って納付した時の還付方法について解説いただきました。

源泉所得税につきましては、令和7年度税制改正事項の他に給与・通勤手当・退職金などについて解説いただきました。

消費税につきましては、主に課税対象となる取引の4要件、非課税取引、免税取引、不課税取引の違い、納税

義務者とその義務が免除されるための条件、簡易課税制度を採用できる条件及びその際の注意事項について解説いただきました。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)につきましては、主に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置、交付義務の免除について解説いただきました。

1日を通して税務署の方々から重要なポイントに絞って学習することができ、とても良い機会になりました。今回学んだ知識を日頃の業務に生かしたいです。

最後に、ご多忙の中、このような機会をいただきまして、大垣法人会、大垣税務署の皆様に感謝申し上げます。

税金教室II 開催のご案内

日 時 令和7年11月13日(木)
午前10時00分～午後3時30分

場 所 大垣市情報工房5F スインクホール
(大垣市小野4-35-10)

対象者 経理担当者

講 師 大垣税務署 職員

受講料 無料(資料・昼食付き)

〈申し込み〉

下記の項目を記載して大垣法人会事務局までFAX及びメールか書面でお送り下さい。

- 法人・団体名
- TEL 番号
- 責任者名
- 所在地(住所)
- FAX 番号
- 受講者名
- メールアドレス

FAX 0584-81-1539



税法税務研修会を受講して

9月5日(金)

受講者の声 税法税務研修会へ参加して

城山産業株式会社 奥田 和徳

この度、大垣法人会主催の「税法税務研修会」へ参加させていただきました。私は、製造業で経理業務に従事して2年目で、これまで銀行業に長く携わってきたものの、経理実務に従事するのは初めての経験です。そのため、日々の業務で触れる税務や会計制度について、改めて理解を深める貴重な機会と感じました。

研修会では、大垣税務署上席調査官の方々から、「改正税法関係」「給与所得者の確定申告と所得控除」「相続税」を中心にご講話いただきました。特に、源泉所得税の改正については、仕事にも自身の年末調整にも関わる話題で、興味深く拝聴しました。

まず、基礎控除の段階的拡大は、これまで一律48万円だった控除額が所得に応じて最大95万円まで引き上げられることで、低所得層に対する減税効果が大きくなる点など、所得格差緩和の観点からも意義深いものだと考えます。また、年末調整で改正後の控除額を適用するため、従来よりも還付金額が増える可能性があり、従業員にとっても改正による効果を実感しやすいと考えます。

次に、給与所得控除の最低保障額引き上げにも注目しました。特に年収162万5千円以下の方に対する負担軽減は顕著で、給与所得控除後の課税額が減ることで実質的な手取りアップにつながる点は喜ばしい改正です。ただし、年収190万円以上の層には影響がないため、企業側としては新旧制度の適用差を正しく処理する必要がある点を課題と捉えました。

さらに、新設された特定親族特別控除は、年齢19歳以上23歳未満の子や里子を対象に最大63万円の控除が認められるもので、家族構成に応じた柔軟な課税対応が可能となる一方、従業員からの申告書提出が必須なため、

周知徹底と管理をしっかりとおこなっていきたいです。

加えて、扶養控除や配偶者控除の所得要件見直しや、令和8年以降の源泉控除対象親族の導入により、源泉徴収計算がより正確で細分化されたものになる点は、税制度としての公平性向上につながる一方、実務担当者は注意力の要求度が高まったとも感じます。

総じて、今回の源泉所得税の改正は、所得の低い層への減税や控除の柔軟性拡大という、前向きな面がありますが、年末調整および源泉徴収の実務負荷の増加という側面も顕著です。実務者として、従業員へ丁寧な説明の実施や申告書管理の事前準備の必要性を再確認することができ、実りある研修会となりました。こういった場を設けて下さった大垣法人会、大変お忙しい中、貴重なご講話をいただいた大垣税務署職員の方々に感謝申し上げます。



受講者の声 税法税務研修会を受講して

厚生産業株式会社 所 大輔

この度は、令和7年度大垣法人会様が主催されました「税法税務研修会」を受講させていただき、心より感謝申し上げます。

今回の研修会では、大垣税務署の職員様から直接ご講義を拝聴する貴重な機会を賜り、日常業務では得られない専門的な知識を学ぶことができました。この学びを今後の業務に活かし、社内での情報共有にも努め、組織全体の税務リテラシー向上に貢献したいと考えております。

研修の冒頭では、国税・地方税のキャッシュレス納付について改めて確認することができました。すでに当社でも導入していますが、時間や場所の制約なくいつでも納付できる利便性は、業務効率化と大幅な省力化に繋がります。金融機関や税務署の窓口へ行く手間や待ち時間がなくなり、経理担当者の負担が軽減される点は大きな利点です。

多額の現金を扱うリスクや、領収書管理といった煩雑な事務作業が減りました。このようなデジタル化は、単なる支払いの効率化にとどまらず、業務の生産性向上に直結することを再認識しました。ルーティンワークにかかる時間を減らすことで、経営分析やリスク管理といったより戦略的な業務に注力することが可能となります。

今回の研修の核心である令和7年度税制改正に関する解説は、今後の事業計画を考える上で大変参考になりました。

特に、多くの中小企業が関心を寄せている税制の見直しと延長について、詳細な説明がありました。所得800万円以下の法人税率15%の適用期限が2年間延長された



ことは、経済の先行きが不透明な中で企業の負担軽減につながり、事業活動を継続する上で大きな安心材料となります。

また、中小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制も、適用要件の見直しを経て2年間延長されるとのことでした。これらの制度は、企業の設備投資、DX推進、人材育成などを積極的に後押しするものです。高性能な機械やソフトウェアの導入、従業員のスキルアップのための研修などを検討する際、これらの税制優遇を活用することで、投資コストを実質的に抑えることができる可能性があります。今回の税制改正は、税負担の軽減だけでなく、企業の競争力強化に不可欠な投資の後押しとなり、今後の事業計画に積極的に取り入れていく必要性を感じました。

実務に直結する源泉所得税の改正についても、具体的な注意喚起がありました。令和7年分以降の所得税に適用される基礎控除額と扶養親族等の所得要件の改正は、給与計算業務に携わる担当者にとって、早めの対応が求められます。特に、「令和7年12月1日以降に支払う給与から適用される」という具体的な期日を再確認できたことは、実務上の大きな収穫でした。

また、注目されている防衛特別法人税の創設についても解説がありました。これは、法人税額から500万円を控除した金額に4%の付加税が課税されるものであり、多くの企業にとって事業活動への影響を注視していく必要があります。

本日の研修で得た学びを、日々の業務に活かすとともに、社内での情報共有にも役立てていきたいと思います。改めて、このような素晴らしい研修会を企画・開催してくださった大垣法人会様、そしてご多忙の中、ご懇切丁寧なご講義を賜りました大垣税務署の職員の皆様に深く御礼申し上げます。

第23回 夏休み親子 税金探偵団に参加して

8月22日(金)

税金とわたしたちのくらし

大垣市立青墓小学校 5年生 間山 香歩

税金探偵団に参加して、税金のことをたくさん知りました。買い物に行くと、商品の値段が二つ書いてあって、なぜこんな書き方をするのかまでは知りませんでした。物を買うと、商品のお金と消費税を払わなければいけないことと、私もおこづかいで消費税を払っていたことに気がつきました。たくさんお金を払いたくないけど、税金という仕組みがあるから、学校にも通えるし、道路や信号、公園など、わたしたちのくらしに必要な建物や物が整備できることが分かり、税金は大切なものだと分かりました。

防災センターでは、地しんを体けんしたり、けむりの中を歩いたりしました。大きな地しんがいつくるのか分からないので、備えをしっかりしたいと思いました。

今回、参加できて、とても勉強になりました。ありがとうございました。

参加者の声

夏休み僕と母との初税金探偵団参加！

大垣市立上石津学園 5年生 山本 駿

今年で23回目となる事業に僕は母と参加させてもらいました。自分なりに、税って何?と考えてみました。母から毎月おこづかいをもらって買う時、そう思えば、、、!消費税払っているけど、正直全然何に使われているのなんて考えた事もなければ知りたいと思わず生活していました。

しかし、今回母から誘ってもらい参加して、気づいた事がたくさんありました。納めた税金の使い道、学校の教科書など1人あたり84万円支払っている事、街の整備、あちらこちらで税金が役立っている事、それを、市町村議員さんが話し合ってくれている事も…知りました。

僕は、もっともっと勉強をがんばって納付を沢山出来る大人になりたいです。正直負担は少ないほうがいいけれど…。1日が楽しく学べたのが良かったです。大垣法人会の方々、関わってくれたみなさんありがとうございました。

楽しく学んだ税金

養老町立日吉小学校 5年生 モレノ 来輝

午前中の大垣市役所では、税の使い道を教えてもらいました。そして、税金はいろんな場所に行っていることや、その使い道は人々の中から選ばれた人で会議をして決めることが分かりました。

名古屋へ移動するバスの中でも税金がなくなったときの世の中を動画でみて、改めて税金の大切さを知りました。

金山の防災センターでは、地震体験をしました。震度7の揺れを、妹と一緒に体験し、本当の地震が来たら…と考えると怖くなりました。3Dの伊勢湾台風シアターでは、想像できないほどの恐怖と災害を目の当たりにし、火災体験でも煙を吸わないように低い姿勢になることの大切さを感じました。

最後のリニア鉄道館でもたくさんの乗り物を見学しました。税金は僕の身近で、たくさんのことを教えてくれているんだと感じた1日でした。

参加者の声

ぜい金について

大垣市立安井小学校 5年生 遠藤 健

ぼくは初めてぜい金たんていだんに参加しました。

最初はなんでぜい金をはらわないといけないんだろうと思っていました。だけど話を聞いてぜい金はみんなで助け合う大事な物なんだなあと思いました。例えば道路せつび代や学校の道具代に使われているんだなと思いました。

もっともっとぜい金についてくわしく知りたいなあとと思いました。



税金探偵団に参加して

神戸町立神戸小学校 5年生 高橋 蒼空

ぼくは、初めて税金探偵団に参加して、税金について学びました。税金探偵団に参加する前は、余分なお金を出すのが面倒だと思っていた。

しかし、税務署の方の話しゃや、税金は何のためにあるのかがわかるDVDが、すごく心に残り、税金の大切さや、税金のことで楽しく学びました。

また参加したいです。

参加者の声

税金探偵団に参加して

養老町立養老小学校 6年生 山本 隆士

以前学校の授業で、大垣税務署職員の方に来ていただき税金に関する講義を受けました。だから覚えることは何もないと思っていましたが忘れていることもあります。再度職員の方から話を聞いたりして、とても勉強になりました。

日々税金が消えて無くなってしまうことがあります。小遣いをためて欲しい物を買おうとしたら、消費税があり買えなかった時がありました。なんで税金なんかが必要なのか不満でした。

でも、その税金のおかげで自分たちが当たり前のように、毎日生活できていることがわかりました。消えてほしいと思っていた考え方になりました。

今回初めて参加しましたが、また参加したいです。

税と私

大垣市立興文小学校 6年生 清水 結衣

私はこの夏休み親子税金探偵団に参加して、主に2つのことを知りました。

1つ目は、税金の循かんについてです。大垣税務署の人から、私たちがはらう税金の行くえを教えてもらいました。税金は、まず税務署、次に財務省に全国の税務署から税を集め、国会でその税の使い道(予算)を話し合って、決める。その予算は、私達の生活に使われている。という流れを初めて知りました。この循かんのおかげで、あたりまえの生活ができるのだと改めて感じました。

2つ目は、大垣市役所の議場です。私は、市役所の議会だけど、国際議事堂のように机が何個もあって、議長が一番真ん中の目立つところに座っていることを知りました。私は、ぼうちようせきから議場を見て、すごくうれしかったです。

私が今、税金のおかげであたり前の生活ができるに感謝して、生活したいです。

参加者の声

税金で守られる、みんなのくらし

大垣市立西小学校 6年生 説田 恋央

夏休み、ぜいきんたんていだんに参加しました。ぜいむしょに行って、税金の話を聞きましたが、最初は「むずかしそう…」と思いました。しかし道路とか学校とか、ふつうに使っているものにも税金が使われてビックリしました。しかもじんたいけんでグラグラしたとき、「これ、税金なかつたら、ふとんでたかも…」ってちょっと思いました。

税金って、なんかお金だけとつていいイメージでしたが「ちゃんとみんなを守ってくれてたんやな」と思いました。

これからは、税金=ただのやつじゃなくて、「けっこうたよれるヒーロー」って思うことにしました。税金を大切にして、安心してくらせる町にしたいです。

参加者の声

税金探偵団に参加して

海津市立城山小学校 6年生 大橋 平

ぼくは今回初めて税金探偵団に参加しました。ぼくは最初は消費税などの税金をはらうのがめんどくさいと思っていました。ですが、今回のツアーに参加して税金がないあたり前のことがあたり前じゃなくなることがわかりました。とくにけいさつや消防をよぶためのお金がかかってしまったり、信号が動かなくなってしまったりしてしまったのがDVDなどで学べてすごく勉強になりました。

税金でよりよい町づくりができることがわかりました。今回は税金探偵団に参加させていただきありがとうございました。これからは税金に感謝して生活したいです。

第23回 夏休み親子
税金探偵団に参加して
8月22日(金)

税金と僕たち

大野町立中小学校 6年生 小寺 健正

参加者の声

ぼくが、今回夏休み親子税金たんてい団にさんかしておもったことは、税金の大切さです。ぼくは、さいしょは、税金なんていらないとおもいました。なぜなら、100均で100円がふつうなのに、110円になったりとかして、むだに10円たかくもったいないとかんじていました。でも税金のことにさんかして、税金の大切さを学びました。税のしゅるいが、しょくと税、しょうひ税、そぞく税しみん税などいろいろなしゅるいがあるとわかりました。税金は、いろいろなことにひつようとなり、人々の暮らしをささえていることがわかりました。それなのにいらないとおもうのは、ちがうとわかりました。ぼくは、税金がたかいというのはあるけど税金をみんなにも大切だということをしてもらいたいとおもいました。だからぼくもしょうひ税をはらったりしたいとおもいました。これからは、みんなにも税金を大切にしてほしいとおもうしばらくも税金を大切にしたいです。

税金のない世界

大垣市立西小学校 6年生 山口 幹太

参加者の声

もし、税金がなくなったら、どうなるだろう。もし、税金がなくなったら、楽しくなるだろうか。もし、そのような事になら、どうなるか。それをくわしく知る事が出来ました。

税金というのは、もともと、必要な物と分かりました。

他に、地震や大雨などの災害が、発生した時、道路を直してくれるのは税金です。ぼく達が安心して、生活をするには、税金という物は、かかせない存在なのです。

これからは、どこに税金が使われているかを探してみたい。そして、また税金探偵団に参加したいです。

税金がなくなったら

組合立養基小学校 6年生 藤原 咲穂

参加者の声

私は夏休み親子税金探偵団に参加して税金は社会の役にたっているということが改めて分かりました。税務署では、私たちが物を買うときにはらっている税金がどこにいて何に使われているのかがとても分かりやすく知れました。

市役所では税金の種類が50種類もあるということが分かりました。議場では大垣市の税金の使い道が決められているということを知りました。税金がなくなってしまった後、学校にいけなくなってしまうかもしれないし、警察にたよれないかもしれないし、火事になってしまふかもしれないから絶対に税金は必要だと思います。

暮らしを支える税金

大垣市立宇留生小学校 6年生 伊藤 翠咲

参加者の声

私は税金探偵団に参加して、税金とは知らない間に裏で生活を支えているものだと感じました。なぜかというと、公園の手入れやごみの収集、救急車・消防車・パトカーの出動やガソリン代すべてが税金でまかなわれているとわかったからです。もし税金が無くなれば信号がなく事故が起きる、火事が起こっても消してくれた水の代金や消防士さんのお金を払わないといけなくなる。ゴミの回収がなく、街がゴミがあふれてしまう。今、払っている税金よりもたくさんのお金が必要になって、どんどんくらしが困ってしまうからです。

税金の使い道は、国会や地方議会で決められていて、私たちが学校に通っているのも年間1人に80万円ぐらいいのお金が使われていると知ったので、しっかりと学び、学校生活を充実して過ごしたいです。

防災に意識が高まった

大垣市立南小学校 6年生 長谷川 善成

参加者の声

防災センターで、地震の体験をしました。これが本当に起こると思うとこわかったので家での地震対策を見直したり、非常食の賞味期限のかくにんを家族でしました。

税金探偵団に参加した感想

大垣市立赤坂中学校 1年生 七種 俊太朗

参加者の声

今回は2回目の参加で、前とは行く所が違っていて楽しかったです。最初に行った市役所では議会について知ることができました。例えば、議会では何を決めているのかがわかりました。

次に税務署に行き税金の使われ方を知って、やっぱり税金はないといけないなと思いました。

そして、次はお昼ご飯にブッフェを食べました。とてもおいしかったです。

次に、防災について学びました。地震を体験しました。いつくるかわからない地震の怖さを知ることで、防災意識を高めるために必要な体験だと思ったし、たくさん的人に体験してもらいたいと思いました。

次のリニア鉄道館は、あまり興味がないものでしたが、わかりやすく知ることができ、楽しかったです。

一日とても楽しかったです。

税金探偵団に参加して思った事

養老町立東部中学校 2年生 佐藤 志織

参加者の声

私は、税金の事も知っていたし、どんな物なのかも知っていたけれど、税金がどのような流れで私達の生活に欠かせない消防署や病院に使われているのか知りませんでした。けれど、税務署で話を聞き、税務署→財務省→国会で予算を話しあって決める→市区町村に渡るという流れを知りました。これを聞いて私は、税金はたくさん的人がはらって大変な物だけど、税金の使い道を決める人も大変なんだなあとと思いました。また納付や申告などいろいろな言葉がある事を知って、税金の世界も単純ではないんだろうなと思いました。私たちが見ているのは、この世の中の仕組みの一部にすぎないと思うから、これからもいろいろの事を知っていきたいと思いました。とても勉強になりました。ありがとうございました。

税金探偵団に参加して

大垣市立南中学校 2年生 遠藤 凜玖

参加者の声

僕は、初めて税金探偵団に参加しました。僕は、とても税金の大切さを知ることができました。税金がないと、信号や道路がつかえなかったり、火事になても助けを呼べなくなったりになることがわかりました。だから、税金はしっかりとわたさないといけないし、使い方も大切に使わないといけないと思いました。

税金だけじゃなく防災についてもくわしく学びました。災害はいつくるか分からないし、洪水の危険さもわかりました。地震がきたらどのようにするのか一番よいかも分かりました。

これからは、税金を大切にしたり、防災について意識したりして生活したいです。

税金を使って

大垣市立南中学校 2年生 森川 楓太

参加者の声

僕は、税金探偵団に参加して、税金はやはり無くしてはならない物だとあらためて思いました。前は、買った物の金額+税金などもんを思っていましたが、みんなが税金を払わないと消防、救急などのサービスが有料になってしまいう事が分かりました。後は、お金のおもみがすごいことも分かりました。1億円は約10キロあることにおどろき価値も大きく、自分もあんなにお金が欲しいと思いました。

やっぱり税金探偵団に参加してよかったと思っています。もし参加していないから税金のことをあらためて思うことができなかつたです。これからも税金のありがたみを感謝しながらいきたいです。

税金の意味

大垣市立星和中学校 2年生 高橋 幸助

参加者の声

僕は、税金にまったく興味がありませんでした。生活の中にあるものだから、そのうち分かっていくんだろうなというふうにしか思っていませんでした。

しかし、税金探偵団に参加して、少しずつ税金の仕組みや税金が使われている施設で学んでいくうちに、税金とは全ての人が楽しく暮らるためにあるものだということが分かりました。ただお金が多く払わなければならない制度ではなく、安全や日々の暮らしを守るための源になっているものなんだ理解できました。

法人税や自動車税などの税金はまだ分からないことが多いですが、日常にいつもあるものなので、どういったものなのか、何に使われているものなのかをいつか必ず理解したいです。

税金との暮らし

大野町立揖東中学校 2年生 小寺 風歌

参加者の声

私が今回、「夏休み親子税金探偵団」に参加してみて思ったことがあります。それは、私たちが生活していくかぎり税金と関わっていかなければなりません。子どもにかぎらず、たくさんの人が「税金がなければな~。」と思うことがあったと思います。それはきっと「税金のない世界」を体験したことがないからだと思います。もし、税金がなくなってしまえば、私たちの暮らしは今よりもっと自由がなくなってしまいます。たとえば、警察や救急車、消防車。今私たちがお金をはらわなくても利用できるものまで、お金をはらわなければいけなくなり、しかもかなり高額。今は直接自分に関係なくとも、いざ自分が救急車を必要としたときに、「そんなお金がない。」という理由であきらめるのは私だったらやなので、自分の命を守るために、日本のたくさんの人たちのために、少しずつみんなで協力、助け合うことを大切に税金との暮らしに感謝しながら生活していきたいです。

税の大切さ

輪之内町立輪之内中学校 2年生 野崎 愛乃

参加者の声

私は「夏休み親子税金探偵団」に参加して、税金の大切さについて学ぶことができました。税金がなくなってしまった後、学校や道路、公園などの公共施設を安心して使ったり、病気になってしまったときに治療を受けたりすることが難しくなることが分かりました。最初はただ「とられるお金」だと思っていたが、この暮らしを守るために「みんなで出し合うお金」と考えました。私が身近で納められる税金は、消費税なのでこれからも納めて、社会の一員として役に立ちたいと思います。

貸金庫での現金保管の取りやめ

全国銀行協会(半沢淳一会長)はさきごろ、貸金庫規定ひな型の改正等を行った。

貸金庫と言えば、富裕層が現金や金の延べ棒などを預けたり、脱税者が脱税で得た資金や同資金を隠したコインロッカーの鍵などを入れていることなどを想像するが、今年に入り三菱UFJ銀行、みずほ銀行などで元行員が顧客の貸金庫から資産を窃取する事件が明らかになり、安全面の対応が求められている。

このため、金融庁は5月に「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、同協会では改正を踏まえ、貸金庫規定ひな型の改正および利用目的等の確認のための申告書の参考例を策定した。この中で、貸金庫に格納できないものとして、「現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの」「危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの」を明示。また、利用目的を書面等で申出すること等も追加された。

金融機関では、現金や危険物等を保管できること等を周知するための業界共通の周知ツールを作成、順次見直しが行われる。ただし、最終的には各金融機関により格納できるもの、出来ないものに違いがあるので注意したい。これにより、脱税の隠匿場所にも変化が出るかもしれない。

令和6年国民生活基礎調査

厚生労働省がこのほどまとめた「2024(令和6)年国民生活基礎調査」によると、1世帯当たりの平均所得金額は増加しているものの、生活意識が苦しいとした世帯は依然として過半数を超えていたことがわかった。

同調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和61年を初年として3年ごとに大規模調査、中間の各年は簡易な調査を実施。令和6年は中間年となっており、世帯票約4万世帯、所得票約5千世帯を集計した。

令和6年調査の所得は令和5年1月1日から12月31日までの所得で、その所得等の状況をみると、1世帯当たり平均所得金額は「全世帯」で536万円、「高齢者世帯」で314.8万円、「高齢者世帯以外の世帯」で666.7万円、「児童のいる世帯」で820.5万円となっており、いずれの世帯でも前年より增加了。

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、100~200万円未満及び200~300万円未満が14.4%と最も多く。中央値は410万円で、平均所得金額以下の割合は61.9%となっている。

令和6年7月11日現在で調査した生活意識については、生活意識別世帯数の構成割合で、「苦しい」が58.9%と2年連続で約6割の数値となっている。

国税モニター

各国税局(所)では広聴活動の一環として、地域や職域におけるオピニオンリーダー等の経験及び見識に基づいて、国税庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望を聴くために、毎年「国税モニター」を委嘱している。

委嘱期間は4月1日からの1年間で、令和7年度は全国で349人に委嘱。職業別では、教育関係者120人、報道関係者115人、広報担当者50人、関係団体役員等34人、税理士2人、その他28人。年齢階層別の構成比では、50歳代が39.5%で最も多く、以下、40歳代26.9%、60歳代14.3%、30歳代12.9%、30歳未満と70歳以上がそれぞれ3.2%。

国税モニターへの依頼は、①国税庁・国税局・税務署が実施するアンケートに対する回答、②国税に関する意見・要望等の提出、③国税モニターとの意見交換会等への参加。

この国税モニター制度は昭和46年度に導入。当初は主婦を含めた多様な職種の者にも委嘱していたが、IT技術の進歩により、国税庁ホームページ等へ意見・要望等が寄せられたり、パブリックコメントの募集やインターネットを利用したアンケートの実施など、納税者等から直接意見・要望を聴取する環境が整ったことから制度の見直しを行い、平成25年度以降は、広報や租税教育に精通したオピニオンリーダー等から意見を聴取する運用としている。

成人1人当たりの年間酒類消費数量

国税庁が毎年公表している「酒のしおり(令和7年7月)」によると、令和5年度の酒類販売(消費)数量は782万2,041㎘で10年前に比べると約9%減少している。

成人1人当たりの年間酒類消費数量も全国平均で平成4年度の101.8ℓをピークに減少していくが令和4年度に上昇に転じて、5年度も前年度より0.2ℓ増加の75.6ℓと2年連続の上昇となった。主な酒類別では、ビール21.5ℓ、発泡酒7.2ℓ、清酒3.8ℓ、単式蒸留焼酎3.5ℓ、ワイン3.2ℓ、ウイスキー2.0ℓなど。

都道府県別での消費数量をみると、最も酒類の消費量が多いのは大都市「東京都」で、経済圏としての業務用のニーズが高いことから100.8ℓと唯一100ℓを超えている。以下、「富山県」97.3ℓ、「秋田県」96.2ℓ、「青森県」94.5ℓ、「高知県」91.2ℓ、「宮崎県」90.5ℓの順で、最も少ないのは「滋賀県」55.1ℓ。なお、東京同様に大都市である「大阪府」は81.6ℓとなっている。

酒類別の消費数量1位をみると、ビールは「東京都」の35.9ℓ。その他では、清酒は「新潟県」8.1ℓ、単式蒸留焼酎は「鹿児島県」20.5ℓ、ウイスキーは「山梨県」3.0ℓなど、各酒の酒どころが上位を占めており、「地産地消」の傾向も見て取れる。

中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件と税額控除割合

~経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答~ 税理士 野川 悟志

リ サ 法人税における賃上げ促進税制は3種類あると聞きました。どのような措置がありますか?

サキ先生 この制度は従来全企業向けと資本金等の額が1億円以下の一定の法人が対象となる中小企業向けの2種類でしたが、令和6年度税制改正で、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人が対象の中堅企業向けが新たに設けられ、3種類となりました。さらに、中小企業向けでは、当期の法人税額から控除できなかった分を5年間繰り越すことができるようになりました。

リ サ それぞれの措置の適用要件にはどのような違いがありますか?

サキ先生 まず全企業向けと中堅企業向けは継続雇用者の給与等の支給額が前期から3%以上増加している場合に適用があるのに対し、中小企業向けは雇用の継続に関わらず雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合に適用がある点に違いがあります。

また、全企業向けと中堅企業向けには追加される要件があります。資本金等の額が10億円以上で、常時使用する従業員の数が1,000人以上などの場合には、給与等の支給額の引上げ方針(マルチステークホルダー方針)をインターネットで公表するなどの要件があります。

リ サ 全企業向けと中堅企業向けの継続雇用者は、どのように判定するのですか?

サキ先生 継続雇用者は、当期と前期の全期間において給与等の支給がある一定の雇用者とされています。

リ サ 中小企業向けでは中途入退社に係る雇用者の給与等を把握する必要がないようですので、まずはこの措置を検討してみます。中小企業向けの税額控除割合はどのようにになっていますか?

サキ先生 2025年5月期決算で適用するとして、雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合には増加額の15%が法人税額から控除されます。これは標準的な控除割合です。

なお、給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、これを給与等の支給額から控除するなどの点には注意してください。

リ サ このほかにどのような控除割合がありますか?

サキ先生 控除割合の上乗せ措置があります。まず、給与等の増加割合が2.5%以上である場合は15%が上乗せされます。また、教育訓練費が前期から5%以上増加し、かつ、教育訓練費の雇用者の給与等に対する割合が0.05%以上である場合には10%が上乗せされます。さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業が認定される「くるみん認定」や「えるばし認定」等を受けている場合には5%が上乗せされます。

リ サ これら3つの上乗せ措置の要件をすべて満たしている場合にはどのようになりますか?

サキ先生 すべての要件を満たしている場合にはそれぞれ15%、10%、5%の合計30%が上乗せされますので、標準的な控除割合の15%に上乗せ分の30%を加えて、最大45%となります。ただし、控除額は法人税額の20%が限度となりますので注意してください。

債権金額が取立費用に満たない場合の貸倒損失処理

~実践税務調査~ 税理士 牧野 義博

決算書の内容から、営業外費用に貸倒損失が計上されていたことから、その内容の確認調査を調査官が行っています。

調査官 貸倒損失の内容についてお尋ねします。

担当者 遠隔地の取引先Aに対し10万円の売掛金がありましたが、支払いが遅れるようになったので、再三督促をしたのですが何も応答がありませんでした。代金の取り立てに行こうと思ったのですが、遠方であり航空券代や鉄道運賃等の旅費や従業員の日当等を考えると採算が合いません。

調査官 取引先Aの代表者や関係者との連絡は取れたのですか?

担当者 はい、何とか。

調査官 それでAはどのような状況でしたか?

担当者 隣の県に引っ越ししていました。

調査官 具体的には、鹿児島県から宮崎県に移転をしていたんですね。

担当者 はい、そうです。

調査官 貸倒損失の内訳を見ると、宮崎県にある取引先Bも50万円の貸倒になっていますね。

担当者 Bは夜逃げをして行方不明となっていましたので貸倒処理をしました。

調査官 Bについても追跡調査はされましたか?

担当者 同業者の話では、細々ながら営業は行っているようですが、債務超過でいつ倒産してもおかしくないらしいとのことです。

調査官 Bに確認を取っていないのですか?

担当者 取引を停止してから1年以上経っているので、備忘価額を残して貸倒処理をしました。法人税基本通達9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ)に該当するので問題はないでしょう。

調査官 Bとの取引の明細がわかるものを見せてください。

担当者 1回目は5万円の取引で、2回目は7万円でした。

調査官 3回目は数年期間が空いての50万円ですから、これはいわゆるスポット取引のようですね。

担当者 そうですね。常時使っている業者ではありません。

調査官 法人税基本通達9-6-3の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいます。したがって、今回のようなスポット取引(単発取引)についての適用がありません。

担当者 それは知りませんでした。でも取引先Aについては問題ないですよね。

調査官 法人税基本通達9-6-3の(2)に「法人が同一区域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の経費に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済できないとき」という規定があります。

担当者 本件の場合には、取引先AもBも、もともと宮崎県にあります。従って、10万円+50万円=60万円の債権総額と取立費用の比較となりますので、貸倒損失処理は認められません。ちなみに、「取立費用」は、1回の集金出張に要する旅費および日当等の実績をいいますが、売掛債権の総額は一つの取引先ごとにではなく、同一地域に複数の債務者が存在すれば、その債権額の合計をいいます。

調査官 わかりました。さっそく修正します。

新入社員研修で感じた「今どきの若者」の傾向と対策

株式会社ジェイック
HRドクター編集長
古庄 拓

私が所属するジェイックでは、毎年数百人を超える各社の新入社員に研修を実施しています。そこで感じた「今どきの若者」の傾向と対策のヒントを紹介しますので、20代の新人や従業員が在籍している、または採用を検討している企業の方は、ぜひご一読ください。

まず感じるのは、会社へのロイヤリティーの低下です。終身雇用と年功序列が崩れ、転職が当たり前となった中で、会社は「報酬をもらい成長するための場」であり、「一生この会社にいる」という考えは少数派です。「すぐ辞めたがる」「全力を出さない」という意味ではなく、「成長できるか?」「時間・労働と報酬が見合っているか?」を冷静に見ているということです。今の若手社員は、日本経済に右肩上がりの希望が少ないからこそ、安定志向が強くなっています。ただし、「安定」の定義が昔と変わっています。彼らが望む安定とは自分の市場価値が高まることを意味し、成長意欲と結びついています。会社の安定や業績、今の待遇よりも「自分が成長できるか」「市場で通用するスキルが身につくか」「待遇や年収が将来どうなるか」という見込みを大切にしているので、指導や採用時には「この仕事でどんなスキルが身につくか」「市場でどう通用するのか」を明確に伝えることが有効です。例えば、「資格とこの経験を積めば市場価値が高まる」といった形で、経験と成長が「武器」になることを伝えると、意欲や定着率の向上につながります。

次に、積極的な対人関係には慣れていないが、人間関係を拒むわけではないことです。時代の変化に伴って、「文句を言わずに言うことを聞け」「年上だから敬意を払え」といった人間関係は明確に嫌われます。またコロナ禍の影響で、リアルコミュニケーションの機会が減り、上司

や先輩に自分から話しかける若者は減っています。一方で、自己成長(=安定)のためにダメ出しやフィードバックで関わってくれる上司や先輩は、若手に望まれています。大切なのは上から目線ではなく、対話の姿勢でフィードバックを行うことです。「ここは〇〇〇だから、こうした方が良い」と理由と修正点を伝え「なぜそうしたか?」など相手の気持ちを聞く、寄り添う一言を添えるとよいでしょう。

また、「タイパ(タイムパフォーマンス)」志向であることも忘れてはいけません。YouTubeやSNS、生成AI等で(彼らの主觀では)効率的な情報取得に慣れており、時間の無駄を避ける傾向にあります。したがって、「私が若いころは…」「今は楽になったけど…」等の長々しい説教やフィードバックは逆効果です。気持ちに寄り添う一言を添えつつも、合理的かつ端的に伝えることが重要です。

今の若手社員は、「帰属意識」や「上下関係」を強要されると離ますが、「個」として尊重されれば進んで関わろうとします。誠実で筋が通った説明にはきちんと応えてくれます。

「うちの会社はこうだから」「昔はこうだった」等の説明では動かないのも彼らなりの真面目さです。育てる覚悟と向き合う姿勢があれば、きっと応えてくれるでしょう。



本誌のみとしコピー厳禁

ビジネス手法は「甘辛関係」が最善

ジャーナリスト
海部 隆太郎

のようにして形成されていったのかを学問的に探究する内容に興味を引かれた。その視点から人類は「協力上手なサル」といえるそうだ。2足歩行になり集団で狩りをするとき、役割分担など協力関係がなければ獲物を手に入れることができなかつたから。生きるためにには集団に協力しない害をもたらす者は追放しなければ、集団を飢えから守れない生存本能ととらえられる。

こう思うと運命共同体である集団内では、人を信用することが当たり前となり、これを前提にした生活が人を信じる形で続いてきたのだろう。この生物的な現象が昨今はびこる嘘を増長させているのではないかと考えてしまう。もちろんSNSが容易に嘘(フェイク)を拡散させているのは言うまでもない。

これらをビジネスに当てはめてみると、日本では取引先とはウエットな関係を築いていきたい思いが先行しがち。少しごらいのことならばと、疑うことをせずに付き合いが長くなると、とことん信じていこうという流れになる。一方、多民族国家で契約社会の米国とのビジネスを見ているとウエットとドライの使い分けがしっかりしている。

ウエットな考え方をもつ日本でのビジネスだから米国流には違和感があるが、そこは甘さと辛(から)さをわきまえた対応こそ肝要に思う。フェイクに惑わされることだけでなくコンプライアンスも含め、自社対応だけでなく取引先との関係でも一定の基準を設けることで、甘辛のバランスをとる経営が会社を存続させ幅を広げると考える。相手を信用するのは悪いことではないのだが、だます人から身を守るために、脱法行為に知らずに協力することを避けるためにも、ドライな感覚を養わなければいけない。

「協力上手なサル」は社会の基本形

進化心理学という分野を知ったのは、テレビで何気なく見た放送大学での講義。人の行動パターンや心理はど

本誌のみとしコピー厳禁

仕事の欲求不満を収める4つのコツ

産業カウンセラー
柏木 勇一

営業外勤から窮屈な内勤異動で意欲消失

食品会社の営業職として16年、営業企画部に異動した38歳の男性Mさん。主任の肩書もつき、周囲から見れば順調な会社員生活だが、外回りで自社製品の販路を拡張、信頼を深めて契約維持に携わってきたMさんにとって、内勤になったこと自体が不満だった。外勤なら気分転換もできるが、限られた人数、同じ顔ぶれという職場にははじめなかった。そもそも営業企画とは? 自社製品のPRが目的で、業界紙への展開、時にはメディアの取材を受けることもある。華やかそうだが、部長がすべてを仕切っているのが現実で、みんな言いなりになるだけ。経験を積むことも成長につながる、と考えたMさんだったが、定年間際だった部長が肩書は変わらず定年延長されるという噂を聞きイラライラが募って相談してきた。

フラストレーションの状態から目を離さないように

気持ちが満たされず不安定になる状態をフラストレーションとも言う。多くの方が経験している自然な感情と、まず受けとめてほしい。具体的には「些細(さい)なことにも不満を感じる」「イライラして落ち着かない」「不安で仕方がない」「気分転換がうまくできない」など。このフラストレーションに振り回されて欲求不満になったのがMさんの状態。このような場合でも、心理的・精神的適応力があれば乗り越えられる。身につけてほしいのが「欲求不満耐性」。言いかえれば耐える力。「行動耐性」と合わせて人間の成長に関わるふたつの耐性と言われている。「行動耐性」は分かりやすい。それぞれの体力に合わせた身体的トレーニングを続け、慣れることで体力の向上につながる。「欲求不満耐性」は、緊張と不満の苦痛に耐えて、

適切に状況を判断して現実処理ができる能力。やや硬い言葉だが、Mさんの場合は、この能力が乏しかったと言えよう。

あわてず騒がず、まず自分の言動を振り返ってみましょう

「欲求不満耐性」を身につける4つのコツを紹介したい。

1. 不快な感情をすぐ吐き出さないで、いったんこらえてみる。
2. 状況が好転することを期待して、少し様子を見る。
3. 合理的に解決できる方法がないか、考えをめぐらせてみる。
4. 他人に相談する前に、気持ちを落ち着かせる。

何もしないのと同じではないかと考える方がいるかもしれないが、不快な感情はいったん胸に収め、冷静になった後で自分の言動を振り返ると、物の見方や考え方の幅が広がる、と指摘されている。

欲求不満状態を感じた時、次のように自分に問いかけてみませんか。「私はいま、このような状況だから気分を害しているんだ」「こういうことをされて不快に思ったからイライラしているのか」と。不安や苛立ちの背景も含めて、自分の感情をまるごと認めると、気持ちが落ち着き、ストレスを冷静に受け止められるようになるはず。自分の言動を振り返ると、物の見方や考え方の幅も広がり、ピンチを切り抜ける方法を自分で生み出すことにつながるはず。人生の生き方としてもぜひ心がけてほしい。

レム睡眠の制御に世界初成功 「夢を見るスイッチ」を発見

産経新聞科学部記者
伊藤 壽一郎

で研究チームは、8週齢以上の雄マウス十数匹を使い、脳幹の神経細胞を標的とした実験を行いました。

活動すると光るように神経細胞を遺伝子操作し、レム睡眠中の各細胞の様子をリアルタイムで解析。その結果、多様な神経細胞のうち「CRHBP陽性ニューロン」という種類の神経細胞が、レム睡眠が始まる直前から終了まで、継続的に活発に働くことが分かりました。

また、この神経細胞を人工的に刺激して、マウスを意図的にレム睡眠状態に導入することにも成功。CRHBP陽性ニューロンこそ、長年の謎となっていた「夢を見るスイッチ」だったと判明しました。この神経細胞は人にも存在し、パーキンソン病患者では著しく減少していることから、レム睡眠の開始や維持だけではなく、病気との関連性も強いことが示されました。

医療応用への期待と課題

レム睡眠の仕組みが解明されたことで、睡眠障害を治療・予防する道が一步前進しました。レム睡眠を自在に操作できるようになり、その働きを詳しく解明かす道が開かれた意義は極めて大きいといえます。レム睡眠の異常を伴う疾患の理解にもつながりそうです。

けれど、課題も残されています。レム睡眠が脳全体の活動や記憶、感情の処理にどう関与しているかという具体的なメカニズムや、脳の他の部分との詳細な相互作用については、さらなる研究が必要です。この発見は重要な第一歩ですが、睡眠の仕組み全体の理解には、まだ多くの謎が残っているのです。

チームは今後、不眠症やうつ病、認知症などのマウスマodelを使ってレム睡眠を人工的に操作し、病態の改善や悪化の影響を検証する計画です。また脳の血流が低下する病気に対して、レム睡眠を増やすことで回復をうながせる可能性も検討しています。次世代型の睡眠の改善や制御が可能になるかもしれませんね。

ローリングストック法って? 南海トラフ巨大地震に備えて



ローリングストック法(※1)って聞いたことがありますか? 日持ちのする食品を多めに買っておいて、それを使ったら使った分だけ買い足していく、常に自宅に一定量の食料を備蓄しておく方法です。私は以前、非常袋にレトルトがゆを入れておいて、何年もたってから賞味期限が切れていることに気付いたことがあります。これでは食品ロスになってしまいます。ローリングストック法は非常袋に入れるのではなく、日常的に使っては備蓄していく方法です。

「フェーズフリー(※2)」という言葉があります。フェーズ(区切り)をなくす、という意味で、日常と非日常の区切りをなくし、身の回りの物やサービスを、日常時にも非常に役立つようにする考え方です。備蓄食品を普段から使っていれば、備蓄が循環するので知らずに期限が切れていることもなくなり、家庭からの食品ロスを減らすことができます。

南海トラフ巨大地震が想定される自治体139市町村を対象に、日本経済新聞社が備蓄状況を調べたところ、6割で主要8品目(※3)のいずれかがゼロだったそうです。私は、自身の誕生日に発生した東日本大震災の食料支援がきっかけで会社を辞めて独立しました。東日本大震災では市役所の倉庫なども被災してしまい、支援物資が行き届かないことがありましたし、その後に起きた自然災害でも同様のことがありました。自治体で備えることも大切ですが、行政に依存し過ぎず、自分自身が備えることも重要です。

また、自宅や行政だけでなく、企業などの事業者も備蓄は必須です。内閣府は企業に対し、災害時帰宅困難者のガイドラインを策定して「3日分の非常用備蓄用品」を

備えることを求めています。事業者で備蓄する場合、量が多いから入れ替えの時は大変ですね。

パンの缶詰で「救缶鳥プロジェクト(※4)」というのをご存じですか? パンの缶詰を備蓄として買っておき、賞味期限が切れる前に再購入する場合、今まで保管していたものを寄付することができるのです。パンの缶詰の製造会社が引き取って、世界の紛争地や国内の被災地などへ運んでくれます。備蓄の寄付を通して、企業・組織の社会貢献活動としてアピールすることもできます。

自宅ではローリングストック法で備え、企業・組織では備蓄の入れ替え時に寄付することで社会貢献。このような防災に取り組んでみるのはいかがでしょうか。

<参考情報>

※1:ローリングストックについて(日本気象協会)
<https://tenki.jp/bousai/knowledge/49a23a0.html>

※2:フェーズフリーとは(フェーズフリー協会)
<https://phasefree.or.jp/phasefree.html>

※3:備蓄の主要8品目

食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

※4:救缶鳥プロジェクト(パン・アキモト)

https://www.panakimoto.com/products_kyucancho/

肉体労働は運動ではない? ~専門医が伝えたい「逆説の健康論」~



「現場で体を動かしているから、運動は足りている」。そう信じている経営者や社員の方は少なくありません。オフィスワーク中心の人に比べて、体を使う仕事をしている人の方が健康的、というイメージは根強くあります。しかし、近年の研究では「肉体労働が多いほど、むしろ健康リスクが高い」という意外な事実が明らかになってきています。

2021年に発表されたデンマーク国立労働環境研究センターのホルターマン氏らの研究は、こうした「常識」に一石を投じました。彼らはおよそ11万人を対象に、仕事中の身体活動と余暇の運動が健康に与える影響を比較しました。その結果、余暇で運動している人は心臓病などのリスクが減少していたのに対し、日常的に肉体労働をしている人ほど心血管疾患のリスクがむしろ高くなるという、逆説的な結果が得られたのです。この現象は「フィジカル・アクティビティ・パラドックス(身体活動の逆説)」と呼ばれています。

なぜこのようなことが起こるのでしょうか?それは、運動と労働では「体への負荷のかかり方」が根本的に異なるからです。運動は、健康を目的として意識的に行うものであり、時間や強度がコントロールされ、適度な休息がセットになっています。例えば、30分の速歩や筋力トレーニングのように、心肺機能や筋肉に「良いストレス」を与えて、その後に回復することで体力や代謝が高まっていきます。

一方、肉体労働はどうでしょうか。力仕事や立ち仕事、繰り返しの作業などを長時間続けることで、体には休む間もない慢性的な負荷がかかります。心拍数が高い状態が長く続くことや、一方向の動作が繰り返されることで、むしろ筋肉や関節へのダメージが蓄積し、慢性疲労や血管

への負担が増してしまうのです。こうした「健康に見えて不健康な活動」が、結果的に心臓病や高血圧、腰痛、過労による疾患のリスクを高める原因になっていると考えられます。

この知見は、経営者にとっても重要な示唆を含んでいます。社員が現場でよく動いているからといって「運動は足りている」と安心するのは危険です。むしろ、そうした方々にこそ、業務外でのストレッチやリラクセーション、バランスの取れた筋肉の使い方を意識した運動が必要です。そして、経営者自身も例外ではありません。多忙なスケジュールの中で、意識的に体を動かす時間を確保しないと、知らないうちに「運動不足型ハイリスク層」になってしまう可能性もあるのです。

健康とは、ただ体を動かしていれば手に入るものではありません。科学的に正しい運動習慣を身につけること。それが、経営者としての健康資本を守り、社員の活力を引き出す最も確実な方法です。

<まとめ>

- ・肉体労働は体を動かしていても、健康的な「運動」とは本質的に異なります。
- ・長時間の反復作業は、心臓病や疲労のリスクをむしろ高める可能性があります。
- ・業務外の計画的な運動こそが、経営者と社員の健康を守る鍵となります。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

[和酒をめぐる]愛媛県・成龍酒造株式会社 恵みの水と四季折々の風 “故郷”をテーマにした「成龍然」



少し前、愛媛県産の新鮮な魚介をいただける居酒屋で出会ったお酒がありました。名前は「成龍然（せいりょうぜん）」。ひと口含んだときに感じるのは伸びやかさ。自然な旨（うま）みがふっと抜けていく、風のような酒だなと思ったのを覚えています。

造っているのは愛媛県西条市の成龍酒造。もうすぐ創業150年になる歴史のある酒蔵ですが、「成龍然」は2020年に生まれた新しいブランド。「故郷」をテーマに、その魅力を表現したものなのだといいます。

愛媛県西条市は西日本最高峰の石鎚山を背景に、地下から豊かな天然水が湧き、水の都とも呼ばれます。酒蔵の長男、首藤英友さんの話では「水が豊かなのでいろんなものが収穫されるのどかな町。瀬戸内海にも面していて、四季折々に吹き渡る風を感じられ、色彩豊かです」。そして「飲んだ瞬間に地域の景色が広がるような、そういうお酒を造っていきたい。それが私たちのお酒造りの原点です」と。

成龍酒造には、他にも「伊予賀儀屋（いよかぎや）」「御代栄（みよさかえ）」と全部で3つのブランドがあります。醸造コンセプトはそれぞれ違うのですが、共通しているのは、飲み疲れせず、飲み飽きしない酒であること。それもこうした背景と相通じるところがあるようです。

仕込みに使われる水は、蔵の井戸から湧き出る地下水。弱軟水で、柔らかく、口当たりがすごく滑らかな水で、「この水を殺さない、水を生かした酒造り」をしています。原料米もほぼ愛媛県産で、酵母もすべて愛媛県の酵母か自社酵母。中でも「松山三井」という地元の米を大切にしています。この米と水を生かして仕込んだお酒は「新酒のときは少し固くても、熟成とともに味がだ

んだんのって、広がっていくイメージ」だとも。

こうした中でも「成龍然」は、より故郷・西条市にフォーカスし、地域に還元したい酒として誕生しました。原料は、すべて愛媛県西条市産の松山三井。「然」の意味は「あるがまま」ということで、丁寧に醸（かも）した酒を搾ったまま加水せず、低温熟成管理で仕上げています。さらに、「成龍然」には春夏秋冬のシリーズもあって、春の故郷、夏の故郷、秋の故郷、冬の故郷、それぞれの季節のイメージがギュッと詰まっているのも面白いところ。また、「成龍然」には日本酒だけでなく、熟成酒粕と季節の地元野菜を使った酒粕漬け、酒粕と大豆から仕込む味噌もあります。その立ち上げには、コロナ禍の際の「地元のものを自分たちが使って加工して、その後も広く出していきたい」という強い思いがあったといいます。

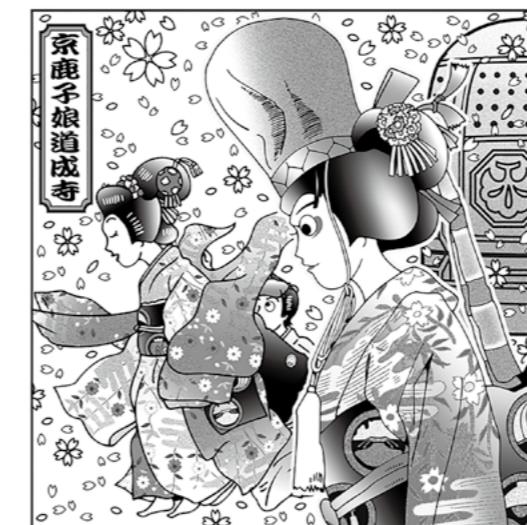
おいしさの向こうに故郷が見え、それが心地よく吹き渡る風のように感じられる。ぜひ一度そこを訪れてみたい。そう思わせられる味わいです。



本誌のみとしコピー厳禁

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは下記にあります）



作者紹介

神谷一郎（かみや・いちろう）専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

雑談 雜学の庭 願わくば金持ちの苦労がしてみたい

江戸っ子の生まれそこない金をため
「宵越しの錢」を持たないのが江戸っ子のきっぷのよさ。「それに引き替え、あいつはなんだい。錢（金）をためやがって！」と、その野暮さを笑った川柳だが、幾分のうらやましさが見て取れるのも確かだ。

10月17日は「貯蓄の日」。そこで、日本人の平均貯蓄額はいかほど…と、調べてみると、おや？「結構ためてるねー」。生まれそこないじやない方の江戸っ子の心持ちだ（江戸っ子じゃないけど…）。

気分直しに、検索していたら「富んでいる者が神の国に入るよりは、ラクダが針の目を通る方が、もっと易しい」と、かのイエス・キリスト

様がおっしゃっていたのだ。間違いない。金持ちは天国に入れないのである。どうだ？

ただ、そだとしても、針の目に関しては、どんなに関節の柔らかいラクダでも、針の目を通るのは苦労すると思う。

長く続く物価高。給料や年金だけでは足りず、預貯金を取り崩す家庭も増えている。

いつまでもあると思うな親と金
なんか暗い気分になってきた？でも大丈夫。明石家さんまさんの座右の銘を贈ろう。「生きてるだけであるもうけ」ってね。

作者紹介

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）（上）縁のゆきの玉子の（左）土瓶（右）

税の広報
Tax & Good Management
いぶき
第252号

発行日 令和7年10月
発行 一般社団法人 大垣法人会
大垣市小野4丁目35番地10 ソフトピアジャパン・アネックス411A(情報工房)
TEL 0584-81-1288 FAX 0584-81-1539
E-mail ogkhojin@snow.ocn.ne.jp https://cms.ginet.or.jp/ogkhojin/
印 刷 サンメッセ株式会社 大垣市久瀬川町7-5-1